



大阪エリアマネジメント 活動促進条例 (BID条例)

2014年の2月に、「大阪エリアマネジメント活促進条例」(=BID条例)が、全会一致で可決しました。米国の再開発手法としては一般的なBID制度ですが、日本は未整備で、大阪市が、全国初の条例可決の事例です。再開発を資金面からけん引する、この新しい取組み手法を、調査・研究・提言し、横浜市でも活かして参ります。

※BID (=Business Improvement District、ビジネス活性化地区) 特定地域の地権者(オフィス床所有者など)から、一律に負担金を徴収(以後、BID資金と呼ぶ)して、その地区の歩道や公園、地下道などの整備や、維持・管理を行う制度。



大阪市役所の都市計画局よりヒアリング

① 大阪版BIDの主な特徴

① 現行法制化の制度で条例化

大阪の橋下市長の号令で、スピード感を重視し、1年ちょっとの期間で条例化した為、現行法下の制度内で成立可能な条例をつくりました。

② 対象地区

「地区計画」や「都市再生整備計画」で対象エリアを定めた上で、利便増進協定において、負担金の徴収対象となるエリアを定めています。

③ 収益事業(プロモーション等)は自主財源で

負担金が充当できるのは、公共管理(整備又は管理)など収益性を伴わない事業のみ。街のプロモーション等のイベント・集客活動、および収益的な活動の費用は、自主財源を当てる必要があります。この部分の制度整備が今後の課題です。

② 大阪版BID制度の意義と課題

意義	課題
<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政が安定的に徴収する財源のもとで活動できる ■ 大きな裁量のもとで公共空間を活用した事業展開が可能となる ■ 公共空間の幅広い利用が、自主財源の確保にも繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ プロモーション等の収益事業には、分担金を充当できない ■ BID団体(一般社団法人)への寄付金が所得税控除されない ■ 米国版のBID制度に近づける為には、国の関連法規の改正が必要

③ 質疑概要

Q グランフロント大阪のBIDの分担金はどの程度か？
どのような事業に分担金を充てているのか？

A 750万円/年程度の模様。歩道や街路樹、公園、ベンチ、街灯、案内板、広告塔、オープンカフェなどを整備し、管理も行っている。しかし、イベント費用(数億円単位の模様)は、自主税源によって確保している。

④ 現地視察



JR大阪駅直結のグランフロント大阪。約1万㎡の街区に、3つの高層商業ビルとタワーマンション1棟が立地。



BID参加企業から集めた分担金で、街区を整備。社会実験ではなく、歩道にはみ出したオープンカフェの整備が可能となっている。